

○財務省告示第三百九十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年十一月二十四日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年十二月三日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百一十一回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 金 期 利 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成 二十二年十一月二十四日
 財務大臣から通知を受けた者
 日本銀行
 額面金額百円につき百円
 平成二十四年九月二十日
 利子を支払う。
 て、その日以前六月間に属する
 を、支払期とし、各支払期におい
 毎年三月二十日及び九月二十日
 以後の利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。）、
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 期と、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）、
 平成二十三年三月二十日を支
 払
 控除することができる。
 得税の税率を乗じた金額）を
 は、外国税法人が適用を受ける
 出た金額に（一）の算式により
 には、又は外国法による場合
 住者に、又は外国法による場合
 時に、おいて取得する者が非居
 額（た、だ、し、）
 金額に百分の二十を乗じた金
 金額に百分の二十を乗じた金
 のに、算出した金額から、該
 のに、算出した金額から、該

